

令和3年9月1日

保護者様

志賀町立富来小学校
校長 田中 利弘

新型コロナウイルス感染症対策における県のまん延防止重点措置発令期間中の対応

日頃より、本校の教育活動に対するご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。現在、石川県内においても小・中学生を含む若年層の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加している状況です。新学期に入りました。新型コロナウイルス感染症への警戒レベルを一層高めるとともに、以下の点に留意しながら感染症対策を徹底した上で、教育活動を実施します。

記

学校の教育活動について

○健康観察の徹底

- ・登校時や登校後に児童・生徒に風邪症状が見られた場合には、保護者へ連絡の上、当該児童・生徒を安全に帰宅させます。

○マスク着用、せきエチケット、手洗い、手指の消毒等

- ・飛沫感染を防ぐため、換気に配慮し、原則としてマスクを着用します。ただし、熱中症予防の観点も含め、学校教育活動の態様や児童・生徒の様子などを踏まえ、臨機応変に対応します。

○3密の回避

- ・集団感染のリスクを低減するため、3密が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、できる限りそれぞれの密を避けて教育活動を実施します。

○十分な換気

- ・密閉を回避するため、気候上可能な限り常時換気に努めます。また、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行います。

○給食時

- ・給食等の感染症対策については、手洗いの徹底、席の配置の工夫、黙食などの対応を徹底します。石川県のまん延防止重点措置期間中は、歯磨きをやめます。